

マイナンバー

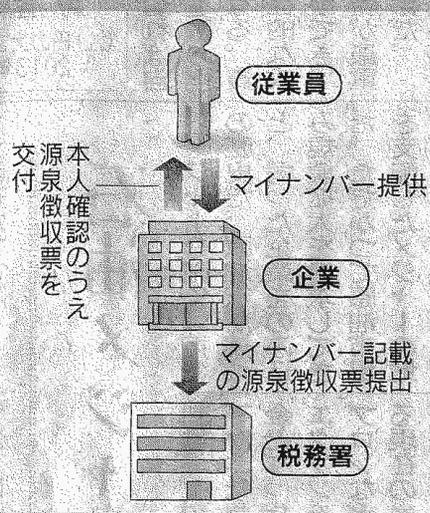
◆◆◆こう変わる

マイナンバーは企業活動にも大きな影響を与える。従業員とその家族の個人番号や本人確認書類を集めて照合し、書類に記載するなど複雑な作業が必要になる。個人情報漏洩など法に違反した場合の罰則も厳しくなっており、情報管理に一段と気を配る必要もある。企業が作成する書類でマイナンバーの記載が義務付けられる代表格ともいえるのが源泉徴収票

源泉徴収票に記載

⑤

源泉徴収票を発行するには



だ。年末調整時の記載はから対応が必要だ。制度開始の1年後からだ。雇用保険なども16年1月以降、2016年1月以降、月から提出書類にマイナンバーを記載する必要がある。求められる。17年1月が契約社員やパート・アルは健康保険と厚生年金バイトなども導入初年度、保険も同様になる。

企業、厳重な管理不可欠

源泉徴収票などの書類作成に加えて、個人情報保護の観点から従業員のマイナンバーの保管や廃棄への厳格な対応も欠かせない。各企業は専門組織や専任者を置く必要がある。厳しい罰則規定も設けられる。企業の情報担当者などが従業員らの個人情報や罰金を流すと、懲役や罰金刑が科せられる場合がある。社内的に個人情報の取扱規定などを強化すると同時に、業務を外部に委託する場合などの新たなルール整備も不可欠だ。

医療機関向けのお問い合わせ、セミナー依頼等お気軽にお問い合わせ下さい。

YOUS 株式会社 ユーズ DD まっぶ事業部

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル4F

TEL:06-6341-3331

メール:toiawase@ddmap.jp

スマホな薬局

検索

